

「宇摩圏域の地域医療確保に関する提案公募要綱」3の(2)に規定する「公的医療機関の開設者等」とは、次に示す者をいう。

**1 医療法第31条に規定する者（公的医療機関の開設者）**

地方公共団体、国民健康保険団体連合会等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生（医療）農業協同組合連合会

**2 医療法第7条の2第1項各号（第1号及び第8号を除く。）に掲げる者**

国家公務員共済組合（連合会）、地方公務員等共済組合、その他共済組合（連合会）  
日本私立学校振興・共済事業団、健康保険組合（連合会）、国民健康保険組合  
国民健康保険団体連合会

**3 医療法第7条の2第7項に規定する者**

独立行政法人のうち政令で定める者

**4 社会福祉法人**

**5 民法第34条の規定により設立された法人（医師を会員として設立された法人等）**

**6 社会医療法人**